

第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会
設立会議

議案書

議案第1号 実行委員会の設立について

第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会設立趣意（案）

八王子は、高尾山をはじめとする多くの山々に囲まれ、みどりと清流にあふれた潤いのある都市です。

私たちの暮らしは、この豊かな自然に支えられており、この自然の恵みを次世代に受け継いでいかなければなりません。これを理念として本市は、人と自然が共生する「みどりの環境調和都市」を目指しています。

平成29年に市制100周年の節目を迎え、「花とみどり」による『全国都市緑化はちおうじフェア』を実施することは、新たな100年に向け、豊かな自然環境を活かしたまちづくりの原動力となるものです。

市街地のみどりは、人々の憩いの場となり、にぎわいや魅力的な都市景観を形成するうえで重要な役割を担っています。また、市民協働によるみどりの保全や創出活動を進めることは、市民の緑化意識を一段と高めることにつながります。

こうしたみどりにあふれ、活力に満ちた八王子の姿を描くために、「花とみどり」の取組を着実に進め、八王子のもつ豊富な地域資源や多様な人的資源を活かし、理念達成の契機にしてまいります。

このフェアの実施及び運営をするため、全国都市緑化フェア開催要綱第10条及び全国都市緑化フェア実施要領第5条第1項の規定により、「第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会」を設立します。

議案第2号 実行委員会会則（案）について

第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、第34回全国都市緑化はちおうじフェア（以下「フェア」という。）の事業を実施することにより、都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及等を行うことにより、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- (1) フェア開催に係る企画立案、調整及び実施に関すること。
 - (2) フェア開催に係る広報活動などに関すること。
 - (3) フェアにおける公募企画に関すること。
 - (4) フェア関連・連携イベントへの協力及び支援に関すること。
 - (5) フェアにおける市民、事業者等との協働に関すること。
 - (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 本事業の実施にあたっては、委員又は委員が属する団体と協力してこれを行うものとする。

（組織）

第4条 委員会は、会長、副会長、理事、監事及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 経済団体、緑化推進団体及び市民等の団体の代表者又は役職者
 - (2) 関係行政機関の代表者又は役職者
 - (3) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者
- 3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 委員がその属する機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

（役員）

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 理事 6名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、八王子市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、八王子市副市長、八王子商工会議所会頭、八王子市町会自治会連合会会長及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。
 - 4 理事は、会長が委員のうちから委嘱した者をもって充てる。
 - 5 監事は、八王子市会計管理者及び公益財団法人都市緑化機構事務局長をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長又は総会から委任を受けた事項について審議する。
- 4 監事は、委員会の会計を監査する。

(名誉顧問及び顧問)

第7条 委員会に名誉顧問及び顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 顧問等は、委員会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(参与)

第8条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応じる。

(任期)

第9条 役員、委員、名誉顧問、顧問及び参与の任期は、委員会の解散の日までとする。
ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第10条 役員、委員、名誉顧問及び顧問の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) その他委員会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、会長が招集し、開催する。
 - 3 総会は、副会長、理事及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。
 - 4 委員等が出席できないときは、あらかじめ審議事項につき書面をもって意見を表明すること又は委員等が指定する者を代理として出席させることができる。この場合には、前項に定める会議への出席者とみなすものとする。
 - 5 欠席する委員等からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。
 - 6 総会の議長は会長が務める。
 - 7 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。

- 8 緊急を要するときは、委員等の過半数の同意を示す書面によって総会の議決を行うことができる。
- 9 会長が必要と認めるときは、委員等以外の者に出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

- 第 13 条 会長は、総会を招集するいとまがない場合、総会の決議事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(理事会)

- 第 14 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 2 理事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(連絡調整会議及び専門部会)

- 第 15 条 会長は、フェアの実施等について具体的かつ機動的に事業の推進を図るため、委員会に、連絡調整会議及び専門部会を置くことができる。
- 2 連絡調整会議及び専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局の設置)

- 第 16 条 委員会の事務を処理するため、八王子市都市緑化フェア準備室内に事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、八王子市都市緑化フェア準備室長をもってこれに充てる。事務局長は事務局の事務を掌理する。
 - 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(経費)

- 第 17 条 委員会の経費は、八王子市からの負担金及び協賛金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。
- 2 委員会の経理事務に関しては、会長が別途定める規程によるものとする。

(会計年度)

- 第 18 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、委員会の設立年度の会計年度は、委員会設立の日始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- 2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

- 第 19 条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を受けることとする。

(決算)

- 第 20 条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を受けることとする。

(欠損金の処理)

第 21 条 歳入の欠陥等により欠損の発生が明らかになった場合、その処理については、八王子市と協議するものとし、会長及び委員等は欠損金を負担しないものとする。

(剰余金の処理)

第 22 条 会計年度ごとの委員会収支決算において剰余金が発生した場合は、八王子市との間において協議するものとし、会長及び委員等は、その剰余金を取得しないものとする。

(解散)

第 23 条 委員会は、第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。
2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(委任)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会名簿

順不同・敬称略

役職	機関・団体等役職名	氏名
名誉顧問	国土交通大臣	石井 啓一
顧問	国土交通省都市局長	栗田 卓也
顧問	国土交通省関東地方整備局長	石川 雄一
顧問	東京都知事	舛添 要一
顧問	東京都議会議長	川井 重勇
顧問	八王子市議会議長	福安 徹
会長	八王子市長	石森 孝志
副会長	八王子市副市長	村松 満
副会長	公益財団法人都市緑化機構代表理事理事長	輿水 肇
副会長	八王子商工会議所会頭	田辺 隆一郎
副会長	八王子市町会自治会連合会会長	秋間 利久
理事	東京都建設局長	佐野 克彦
理事	公益財団法人都市緑化機構業務執行理事専務理事	宮下 和正
理事	公益社団法人八王子観光協会会長	大野 彰
理事	社会福祉法人八王子市社会福祉協議会会長	室岡 喜代二
理事	大学コンソーシアム八王子会長	軽部 征夫
理事	公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団理事長	大熊 誠
委員	林野庁関東森林管理局高尾森林ふれあい推進センター所長	関下 俊則
委員	東京都建設局公園緑地部長	五十嵐 政郎
委員	東京都環境局緑施策推進担当部長	須藤 栄
委員	八王子市商店会連合会会長	深沢 靖彦
委員	八王子市農業協同組合代表理事組合長	立川 正晴
委員	東京税理士会八王子支部長	岡本 恭子
委員	八王子障害者団体連絡協議会代表	杉浦 貢
委員	東京都八王子食品衛生協会会長	峰尾 一彦
委員	八王子防犯協会会長	内田 智
委員	高尾防犯協会会長	梶原 正統
委員	南大沢防犯協会会長	酢屋 善元
委員	八王子市消防団団長	野口 聖司
委員	八王子市青少年対策地区委員会連絡会会長	和田 賢一
委員	八王子市公立小学校長会会長	高橋 洋
委員	八王子市立中学校長会会長	今井 啓之
委員	NPO法人八王子市レクリエーション協会副会長(会長代行)	塩澤 迪夫
委員	八王子国際協会理事長	岡添 健介
委員	NPO法人八王子市体育協会会長	澤本 則男
委員	八王子文化連盟理事長	伊藤 淳子
委員	NPO法人八王子市民活動協議会理事長	石井 利一
委員	一般社団法人八王子青年会議所監事	田中 康之
委員	工学院大学名誉教授	倉田 直道
委員	八王子市町会自治会連合会南部地区連合会会長	小泉 正明
委員	八王子市町会自治会連合会横山南地区連合会会長	渡辺 豊久
委員	八王子市町会自治会連合会中部地区連合会会長	小室 崇司
委員	八王子市町会自治会連合会東部地区連合会会長	上田 幸夫
委員	八王子市町会自治会連合会加住地区連合会会長	大澤 敬之
委員	八王子市町会自治会連合会恩方地区連合会会長	今泉 満政
委員	八王子市町会自治会連合会川口地区連合会会長	原田 忠雄
委員	八王子市町会自治会連合会浅川地区連合会会長	串田 孝義
委員	八王子市町会自治会連合会横山北地区連合会会長	生永 恭博
委員	八王子市町会自治会連合会由井地区連合会会長	高橋 文夫
委員	八王子市町会自治会連合会由木地区連合会会長	栗本 正男
委員	八王子市環境推進会議議長	谷村 伸一
委員	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画担当部長	肥塚 知成
委員	京王電鉄株式会社広報部長	古屋 圭子

役職	機関・団体等役職名	氏名
委員	八王子市立小学校PTA連合会会長	川島 弘嗣
委員	八王子市立中学校PTA連合会会長	後藤 貴弓
委員	一般社団法人東京都造園緑化業協会八王子代表	吉村 國昭
委員	一般社団法人日本造園建設業協会東京都支部支部長	田丸 敬三
委員	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部八王子造園業組合代表	加藤 輝昭
委員	東北部地域都市公園指定管理者	鈴木 豪
委員	東部地域都市公園指定管理者	楠本 美雄
委員	北部地域都市公園指定管理者	田村 賢二
委員	南西部地域都市公園指定管理者	原 英俊
監事	八王子市会計管理者	田沼 正輝
監事	公益財団法人都市緑化機構事務局長	松島 寿
参与	八王子市議会副議長	小林 鈴子
参与	八王子市議会議員	市川 潔史
参与	八王子市議会議員	山越 拓児
参与	八王子市議会議員	森 英治
参与	八王子市議会議員	小林 信夫
参与	八王子市議会議員	水野 じゅん
参与	八王子市議会議員	伊藤 裕司
参与	八王子市議会議員	陣内 泰子
参与	八王子市議会議員	鈴木 勇次
参与	八王子市議会議員	荻田 米蔵
参与	八王子市議会議員	村松 徹
参与	八王子市議会議員	伊藤 祥広
参与	八王子市議会議員	相澤 耕太
参与	八王子市議会議員	五間 浩
参与	八王子市議会議員	中島 正寿
参与	八王子市議会議員	伊藤 忠之
参与	八王子市議会議員	鈴木 玲央
参与	八王子市議会議員	浜中 賢司
参与	八王子市議会議員	鈴木 基司
参与	八王子市議会議員	美濃部 弥生
参与	八王子市議会議員	渡口 禎
参与	八王子市議会議員	吉本 孝良
参与	八王子市議会議員	星野 直美
参与	八王子市議会議員	小林 ひろえ
参与	八王子市議会議員	西本 和也
参与	八王子市議会議員	青柳 有希子
参与	八王子市議会議員	馬場 貴大
参与	八王子市議会議員	安藤 修三
参与	八王子市議会議員	及川 賢一
参与	八王子市議会議員	鳴海 有理
参与	八王子市議会議員	八木下 輝一
参与	八王子市議会議員	石井 宏和
参与	八王子市議会議員	梶原 幸子
参与	八王子市議会議員	石川 裕司
参与	八王子市議会議員	前田 佳子
参与	八王子市議会議員	市川 克宏
参与	八王子市議会議員	西山 賢
参与	八王子市議会議員	岩田 祐樹
参与	八王子市議会議員	佐藤 梓
参与	八王子警察署長	宮下 直伸
参与	高尾警察署長	白石 和宏
参与	南大沢警察署長	井上 明仁
参与	八王子消防署長	浅川 修
参与	八王子市副市長	中村 敬
参与	八王子市教育委員会教育長	坂倉 仁